

社会福祉法人 ^{鳥取県} 済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル K-1：インフルエンザ		
文書番号	感対-共手-マニュアル K-1-1-220601	ページ	1 / 4

K-1：インフルエンザ

I. 概要

1. 感染経路 : 飛沫感染
2. 潜伏期間 : 1～3 日
3. 症 状 : 発熱（通常 38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛、関節痛など
4. 治 療 : 抗インフルエンザ薬

II. 予防について

1. インフルエンザワクチン接種
 毎年の流行シーズンが始まる前に、職員は特に禁忌がない限りワクチン接種を済ませておく。非常勤職員、委託業者などにもワクチン接種を勧める。患者に対しても特に禁忌がない限りワクチン接種を勧める。
2. 標準予防策の遵守
 インフルエンザは飛沫感染なので、患者が臨床症状からインフルエンザが疑われる時は、標準予防策と飛沫感染予防策を適応する。患者の鼻腔から検体を採取する時は、実施者は咳嗽やくしゃみにより飛沫を浴びる可能性が高いのでサージカルマスクとゴーグルを着用することが望ましい。
 インフルエンザが流行する11月～3月頃までは、来院する患者および全ての面会者には、マスクの着用の協力をお願いする。

III. 発生時の対応について

1. 入院患者に発生したときの対応
 - (1) 院内感染の防止
 インフルエンザ迅速診断キットで陽性が出た場合は、原則として個室とする。または、同型のインフルエンザ患者を同室に集めるコホート隔離とし、抗インフルエンザ薬（タミフルなど）で速やかに治療を開始する。（±の場合も陽性の扱いをする）
 陽性の患者と同室の患者全員にもインフルエンザの迅速診断を行い、予防的に抗インフルエンザ薬を開始する。（成人：タミフル処方 1カプセル：1×7日間）
 - (2) 発生届け
 病棟責任者は、速やかにインフルエンザ発生届けを記入し、感染委員長に届け出る。
 - (3) 減免について
 インフルエンザ（－）の場合、予防投与で処方された抗インフルエンザ薬は病院負担とする。（＋）の場合の投与は患者負担とする。但し、主治医・病棟課長の判断で院内感染と判断される場合は除く。病棟責任者は、発生届を提出すると共に医事課長に連絡する。
 - (4) 隔離の解除
 抗インフルエンザ薬開始後、熱などの症状に応じ主治医の判断で解除とする。隔離解除となっても72時間はサージカルマスクを着用するよう指導する。

社会福祉法人 ^鳥 済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル K-1：インフルエンザ		
文書番号	感対-共手-マニュアル K-1-1-220601	ページ	2 / 4

IV. 職員に発生したときの対応

1. 院内感染の防止

インフルエンザが疑われる症状がある場合は、速やかに外来受診し、迅速診断を受ける。陽性と出た場合は抗インフルエンザ薬で速やかに治療を開始する。担当部署の責任者は原則としてその職員を休ませ、解熱後少なくとも24時間（推奨48時間）は自宅療養とする。熱がない場合でも24時間は自宅療養とする。

2. 発生届け

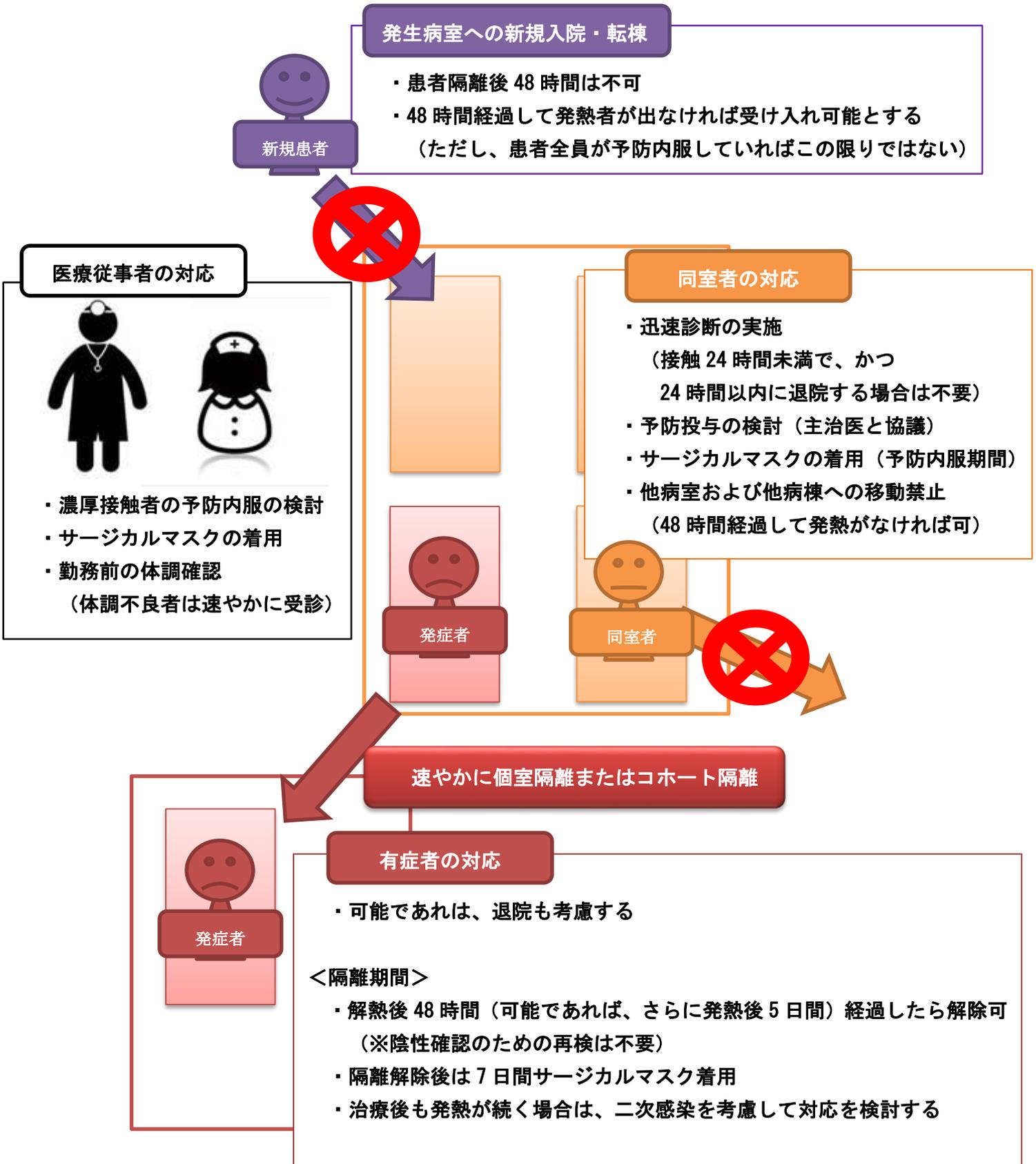
担当部署の責任者は、速やかにインフルエンザ発生届けを記入し、感染委員長に届け出る。（新型インフルエンザの発生時のみ）

3. 出勤について

解熱後少なくとも24時間（推奨48時間）は自宅療養し、出勤後も5日間はサージカルマスクを着用する。

社会福祉法人 ^{鳥取} 済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル K-1：インフルエンザ		
文書番号	感対-共手-マニュアル K-1-1-220601	ページ	3 / 4

V. インフルエンザ発生時の対応



社会福祉法人 ^{鳥取県} 済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル K-1：インフルエンザ		
文書番号	感対-共手-マニュアル K-1-1-220601	ページ	4 / 4

VI. タミフル予防投与基準

1. 患者

- (1) 同室者にインフルエンザ陽性患者が発生した場合は、迅速検査実施後、
抗インフルエンザ薬（タミフル等）の予防投与を行う。
- (2) 入院中の患者はハイリスク症例と捉え、抗インフルエンザ薬の予防投与を推奨する。
しかし、腎機能低下・白血球減少・血小板減少などの副作用が発現する可能性もあるため、投与にあたっては主治医と相談の上決定する。

※成人の場合：タミフル 1 カプセル × 7 日間（透析患者は1 日間のみ内服）
患者の処方：主治医がオーダーする（病院負担）

2. 職員

- (1) 流行シーズン前のワクチン接種が最も重要であり、標準予防策や咳エチケットなどの感染対策が不可欠であることを念頭に置く。
- (2) 以下のスタッフに関しては、予防内服を検討する（接触後 48 時間以内の内服を推奨）。
 - ① インフルエンザ陽性患者と接触したスタッフで、ワクチン未接種の者またはワクチン接種後 2 週間未満の者
 - ② 同一ユニット内で、患者とスタッフから複数名のインフルエンザ患者が発生し、アウトブレイクと判断された場合
 - ③ インフルエンザ陽性患者の飛沫を直接浴びるなど、濃厚に接触したスタッフ

※職員の処方：感染対策担当者に連絡し、薬局経由で払い出し（病院負担）
後日、ICDが処方内容をカルテに記載

※業務中以外の曝露（罹患した家族との接触等）は、原則的に予防内服は推奨しない。
本人の希望で予防内服する場合は、全額自己負担とする。
（外来を受診し、担当医師が処方オーダー）